

# 障害者が共に生活する社会をつくる小金井市条例（仮称）案

小金井市地域自立支援協議会では、障害のある人もない人もすべての人たちが幸せに暮らせるまちを目指して、「障害者が共に生活する社会をつくる小金井市条例（仮称）」という決まりを作ろうと思っています。

この条例は、世界でみとめられている「障害者権利条約」や、日本で国民に示している「障害者差別解消法」をもとにつくった、障害者・児の権利を守るための「やくそく」です。

## 【共生社会をつくる願い】

障害は一人ひとり異なり、配慮することや支援が必要ですが方法も違ったりします。

それでも、小金井市民の一人ひとりとして、市民活動等への参加や買い物・食事・観劇等々の誰もが日常的に営む生活「あたりまえの生活」を市民の一員として出来る事を願っています。

お年寄りから障害のある人も子供も安心して暮らせる「心優しい町」で**あると共にありたいし**「安心して住める町」であるために行政と共に積極的な街づくり・環境整備等に取り組んでいくこと、そして、困っている人がいる時には、そっと手を差し伸べて「お互いさま」という気持ちをもって日常の生活が送れる町。そんな小金井市になって欲しいと願ってこの条例を制定することにしました。

私たちの国の日本国憲法の国民の人権を守るという条項や2006年12月に国連総会で「障害者の権利条約」が制定され、わが国でも2014年1月に批准しました。

これからは、これらの内容をもとに様々な社会の仕組みや制度を見直していく事になります。

「障害者の事は障害者を抜きに決めないで」障害のある人も一緒になって考え、共に生活する社会をつくっていく事になります。その第一歩が今回の条例です。

この願いがこめられた前文は、小金井市地域自立支援協議会で作られました。障害者の願いを受け止め、障害者の権利が保障される社会にしていくため、そして、障害のある人もない人もすべての人たちが幸せに暮らせるまち小金井を作ることを目指します。率直にご意見をいただきたいと思います。

小金井市地域自立支援協議会

この条例は、障害者が権利の主体であることに基づいて、障害のあるなしによる差別のないまちづくりのために、目指すべき社会のあるべき姿、共生社会を実現するために必要なことを分かるように、普及啓発に力を入れていきます。

### 【第1条】目的

この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。次条において「法」という。）に基づき、障害者に対する市民および事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすことに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

### 【第2条】定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 差別 正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不利益な取扱いをし、又は取扱いをしようとする事。

### 【第3条】基本理念

1 障害者に対する差別をなくすための取組は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提として行わなければならない。

2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と一体のものとして行わなければならない。

3 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。



#### 【第4条】市の責務

市は、基本理念、および、法の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### 【第5条】市民等の責務

市民及び事業者は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

#### 【第6条】相互理解の促進

市は、市民及び事業者が障害及び障害者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 【第7条】差別の禁止

何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。



#### 【第8条】市における合理的配慮

市は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

#### 【第9条】事業者における合理的配慮

事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

#### 【第10条】特定相談

1 市民は、市に対し、障害を理由とする差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 市は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

(0) 特定相談に応じ、関係者への事実の確認・調査を行うこと。

(1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。

(2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。

(3) 関係行政機関への紹介を行うこと。

3 市は、障害者への相談支援を行う事業者等に、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することができる。思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

#### 【第11条】申立て

障害者は、自己に対する差別が行われた事実があると認めるときは、市長に対し、当該差別に係る事案（以下「事案」という。）を解決するための助言又はあっせんが行われるよう申立てをすることができる。（以下略）

#### 【第12条】事案の調査

市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について、相談支援事業者等（市から委託を受けて障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号に規定する事業を行う者をいう。以下同じ。）と連携し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。（以下略）

#### 【第13条】助言及びあっせん

市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、自立支援協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づく）に対し、助言又はあっせんを行うことについて諮問を求めるものとする。（以下略）

#### 【第14条】勧告

市長は、前条第2項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

#### 【第15条】意識の向上

あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行（性及び年齢に基づくものを含む）に対して、障害者に関する社会全体の意識、障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させること。

#### 【第16条】虐待の禁止

差別と虐待が表裏一体の関係にあることを認識し、何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。



#### 【第17条】虐待者等への総合的な支援等

市は、障害者が地域の中で安心して暮らしていけるよう、日常生活等を営む上での課題及び障害の特性を理解し、当該障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援を行わなければならない。